

社会福祉法人 徳誠会 指定介護老人福祉施設 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人「徳誠会」が開設する介護老人福祉施設春輝苑（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう目指す。

2. 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

3. 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連帯に努める。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名 称 介護老人福祉施設 春輝苑

② 所在地 埼玉県川口市青木3丁目20番15号

第2章 職員の職種、職員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1名

常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。

(2) 事務長 1名

常勤にて専ら施設の職務に従事し、事務の総括業務を行う。

(3) 医師 1名

入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 生活相談員 1名以上

入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

(5) 介護職員 31名以上

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(6) 看護職員 3名以上

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

入所者の身体機能の機能訓練業務を行う。

(8) 管理栄養士 1名以上

食事の献立作成、栄養計算及び食事記録、調理員の指導等の業務を行う。

(9) 介護支援専門員 1名以上

施設サービス計画の作成等を行う。

(10) 事務員 1名

必要な事務を行う。

※上記、介護老人福祉施設90名（併設短期入所生活介護10名含む）配置基準以上

第3章 入所定員

（入所定員）

第5条 施設の入所定員は、90名とする。但し、入院時や空床時は併設の短期入所利用者を受入れることとする。

（定員の厳守）

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規定の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（入退所）

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難なものに対してサービスを提供する。

2. 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3. 入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を提供することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。

4. 入所者の入所申込者に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

5. 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が自宅で日常生活を営む

ことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。

6. 居宅での日常生活が可能と認められる入所者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。

7. 入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第9条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行われるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2. 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者を支援する上での課題を把握する。

3. 計画担当介護支援専門員は、入所者の家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービス計画の原案を作成す。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

4. 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者に説明し、同意を得る。

5. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い指針)

第11条 入所者の心身の状況に応じて、適切な処遇を行う。

2. サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行う。

3. 従業者は、サービスの提供に当たって、入所者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。

4. 入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

5. サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

- 第12条 1 週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭する。
2. 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 3. おむつを使用せざるを得ない入所者について、おむつを適切に交換する。
 4. 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 5. 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
 6. 入所者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第13条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う
また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うように努める。
2. 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。
 - ① 朝食 午前 8時より
 - ② 昼食 午後12時より
 - ③ 夕食 午後18時より

(相談および援助)

- 第14条 入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要は助言その他の援助を行う。

(社会生活上の適宜の供与等)

- 第15条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設けるものとする。
2. 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又は家族が行うことが困難な場合は、その同意を得て代行する。
 3. 常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流の機会を確保する。

(機能訓練)

- 第16条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための調整を行う。

(健康管理)

- 第17条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
2. 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(利用者の入院期間中の取扱い)

- 第18条 入所者が医療機関に入院する必要が生じた時、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが

明からかに見込まれるときには、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所できるようにする。

(利用料金の受領)

第19条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2. 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額との間に、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差が生じないようにする。

3. 前2項のほか次に掲げる費用を徴収する。(別表参照)

- ①居住費（従来型個室・多床室）
- ②食費の費用
- ③入所者が選定する特別な食事の費用
- ④理美容代
- ⑤その他日常生活費
- ⑥クラブ参加費

4. サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し入所者の同意を得る。

(保険給付のための証明書の交付)

第20条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第21条 入所者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第22条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出るものとする。

(健康保持)

第23条 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第24条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生のために施設に協力する。

(禁止行為)

第25条 入所者は、施設で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信教の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 指定した場合以外で火気を用いること。
- ④ 施設の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること。
- ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 非常災害に備えて必要な施設を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2. 非常災害に備え、少なくとも4ヵ月に1回は避難、救出その他必要な訓練を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第27条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、その被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2. 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

第28条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に關しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入所者に関する市町村の通知)

第29条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正は行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第30条 入所者に対して適切なサービスを提供できるよう従業者の体制を定める。

2. 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3. 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

- ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 1 回

(衛生管理等)

第 3 1 条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

2. 感染症の発生、蔓延しないように必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第 3 2 条 入院治療を必要とする入所者のための協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

(掲 示)

第 3 3 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持)

第 3 4 条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさない。

2. 退職者が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族に関する情報を漏らさぬよう必要な措置を講じる。

3. 居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際には、予め文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 3 5 条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対象として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2. 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 3 6 条 入所者からの苦情に迅速にかつ適切な対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2. 提供するサービスに関して、市町村からの文書提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。

(地域との連携)

第37条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第38条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

2. サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第39条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録と整理)

第40条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(緊急時等における対応方法)

第41条 職員等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第42条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他)

第43条 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人「徳誠会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。(第 3 章入所定員第 5 条変更)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 章利用者に対するその他の費用の額第 19 条変更)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。(第 4 章介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額第 19 条変更)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。(第 4 章 次に掲げる費用第 19 条 3 を変更) (別表参照)

この規程は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。(第 4 章 次に掲げる費用第 19 条 3 ⑤その他日常生活費の内訳を変更)

(別表参照) (第 7 章 記録と整理第 40 条を変更) (第 7 章 緊急時等における対応方法第 41 条を追加)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(第 7 章 虐待防止に関する事項第 42 条を追加)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。(第 1 条・第 3 条名称変更 特別養護老人ホーム春輝苑から介護老人福祉施設春輝苑に変更) (第 4 章職員の職種、員数及び職務の内容記載方法変更)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 章第次に掲げる費用 19 条 3 ②食費の費用変更)